

# 社会的責任投資の動向と新基準の公表

—R-BECC01を提案する背景と基本的な考え方

麗澤大学企業倫理研究センター

## 要約

「社会的責任投資」(SRI)とは何か。その歴史はどうなっているのか。また日本においてSRIを普及させるには、どのような点に注目すればよいのか。これらの問いに答えていくことが本稿の狙いだ。

二〇〇一年七月、麗澤大学企業倫理研究センターは、不特定多数の関係者による自由な使用を期待し、R-BECC01という社会責任投資基準を公表した。この投資基準こそ、実は右の三つの問いを徹底的に議論・検討した上での結論である。ただし「これは日本だけにしか通用しない基準」ということではない。むしろ「文化相対主義」という問題を克服するため、SRIはこうした基準を積極的に取り入れなければならない、というのが我々の最も重要な主張である。

麗澤大学企業倫理研究センターが公表・提案する「R-BECC01」とは、(1)第三者的な立場にある評価機関が個別企業の「倫理やコンプライアンス」(倫理法令遵守)への取り組みを評価するための、また(2)各企業が倫理法令遵守への取り組みを自ら評価するための包括的な枠組

みをいう。その特徴は「経営の誠実さ」(インテグリティ)を測ること、組織としての自律能力をみること、またそれを担保するための内部管理体制をチェックすることにある。

(1)第三者評価の枠組みとして、「R-BECC01」を公表

する理由は、今後「安全かつ公正なビジネス社会の建設」に「社会的責任投資」(SRI)が大きな役割を果たすと考えられるからである。さらに(2)自己評価の枠組みとして提示する理由は、これにより、企業などの組織が、倫理法令遵守体制の確立と経営の誠実さを柱に据えた組織文化の構築に、より積極的に取り組むことができると期待されるからでもある。

「R-BECCO1」を「第三者評価基準」として用いるか、「自己評価基準」として用いるかで、その活用方法は大きく異なってくるが、ここではまず「社会的責任投資」がいったいどのようなものなのかを、そしてなぜ「R-BECCO1」を公表するのかをまとめておきたい。<sup>2)</sup>

### 一 社会的責任投資 (SRI) とは

「社会的責任投資」(Socially Responsible Investment)の目指すところは、企業などの組織・団体を社会的視点から評価し、投資行動を通じてこれを支援することにある。それは、投資リターンだけでなく、「誠実かつ責任ある経営に取り組む企業を支持したい」「投資行動を通じてビジネス社会にポジティブな変化を引き起こしたい」、あるいは「問題企業の体質を変えたい」と望む投

資家たちの要求に応えるものであり、このような投資家をここでは「ソーシヤル・インベスター」と呼ぶことにする。

これを金融機関の側からいえば、企業倫理の実践や社会的責任の遂行に前向きな企業を選び出し、そうした企業の株式や社債に積極的に投資していくこと、そうした企業の銘柄を集め、ひとつの金融商品として売り出していくことを意味する。<sup>3)</sup>

この運動は一六世紀の米国に起源があるといわれているが、現在のような形の投資がはじまったのは一九二〇年代になる。多くのキリスト教徒が「カジノを営むこと、酒店を営むこと、武器を製造すること、奴隷的な労働を使うこと、高利の貸金業を営むことなど」を嫌い、これらビジネスへの投資を避けるため、彼ら独自のファンドを設けた、これがSRIの原型となったのである。

その後、SRIは、一九六〇年代、七〇年代の様々な社会問題、たとえば、ベトナム戦争、公民権運動、環境問題、原発事故、軍拡競争などの問題に対し、何らかの影響力を行使したいと望む人びとの手段へと成長していった。

もともと、SRIが明確な形で市民権を獲得するのは、一九八〇年代になる。この時期、米国ではエリサ法の制

定（一九七四年）をうけ、年金基金の運用方針を明確に示す必要性が増し、また確定拠出年金制度（401k）の施行で企業年金の資産残高が膨らんでくる。こうした環境変化をうけ、米国でSRIが大きく成長し始めたのである。そして、現在、SRIは米国内にとどまらず、ヨーロッパ、その他先進国にまで広がりとつある。

今後、SRIへの関心は、日本においても確実に高まってくるであろう。ただ、その前提として考えておかなければならないのは、本格的なSRIファンドやSRIインデックスをつくる場合、また年金運用などでSRI基準を採用する場合、「企業倫理や社会的責任に関して、いったいどのようなスクリーニングを行うのか」ということである。

## 二 ネガティブ・スクリーニングと文化相対主義

米国で発達したSRIは、その歴史的な経緯から、銘柄選択の基本を「ネガティブ・スクリーニング」（消去法）においている。このスクリーニングは、タバコ、ギャンブル、アルコール、原子力、軍事などにかかわる企業や団体を非倫理的とみなし、これらを投資対象から外すものである。最近では「人権、労働、環境、地域貢献

などの取り組みをスクリーニングにかける手法」（ポジティブ・スクリーニング）も一般化してきているが、それはネガティブ・スクリーニングのウエイトと比べれば、依然、小さいといわざるを得ない。

たとえば、一九九九年の時点で、米国におけるSRIスクリーニングの九六％は「タバコ」を、八六％は「ギャンブル」を、八三％は「アルコール」を、八一％は「武器」を採用しているが、環境（七九％）を除くポジティブ・スクリーニングは、それほど積極的には行われておらず、人権（四三％）、労働（三八％）、避妊（二三％）、動物福祉（一五％）と、いずれも五〇％以下にとどまっている。

スクリーニングを行う評価機関や投信会社（運用機関など）にとっては、ネガティブ・スクリーニングによる銘柄選択は、非常に簡単でコストもかからない。その意味では、便利な選別法といえるが、このやり方には大きな問題が内在している。それは、ある特定の文化圏が持っている価値で他の文化圏を測り、これを「倫理―非倫理」という座標軸で裁いてしまうことだ。

たとえば、米国において非倫理的といわれる「タバコ」「ギャンブル」「アルコール」「武器」「原子力」といったスクリーニング基準を日本に適用してみよう。

日本たばこ産業、タバコにかかわる流通業者、タバコ生産農家。宝くじを扱う第一勧業銀行や富士銀行、スポーツくじを扱う小売店。アルコールの製造にかかわるキリンビール、アサヒビール、サッポロビール、その他の酒類製造販売業者。軍事ビジネスにかかわる三菱重工、川崎重工、富士重工、石川島播磨、NEC。原子力発電所を抱える電力各社、あるいは原子力発電用のタービンや機器などを納めるメーカー。

これら企業は、すべて、そこで従業員がどんなに真面目に働いていても、扱う商品・サービスゆえに、非倫理的と判定されてしまう。たしかに、日本でも、タバコやアルコールを嫌う人はいるだろう。しかし、だからといって、それらを扱う企業を一律的に「非倫理的」と断定することには無理がある。

ネガティブ・スクリーニングに無理があることは、イスラム圏の評価基準を例にあげて考えてみれば、もつとよく理解できるだろう。今、仮にイスラム圏で商品・サービスに注目したSRI関連金融商品をつくるとしよう。そこでは、おそらく、豚肉を扱う企業や金利を追求する金融機関が非倫理的とみなされ、SRIファンドから外されることになるだろう。こうしたやり方には、多くの日本人が抵抗を覚えるのではないだろうか。欧米の

ネガティブ・スクリーニングも、これと同様の問題を抱えている。

### 三 「経営の誠実さ」(インテグリティ)をスクリーンにかける

この意味で、扱っている商品・サービスに注目し、これを「倫理—非倫理」に分けるのは合理的・説得的なやり方ではない。そもそも、そうしたスクリーニングでは、非倫理的といわれる職種で働く人びとへの偏見や差別意識さえ助長しかねないのだ。

一九九九年にはじまったDJSGI(ダウ・ジョーンズ・サステイナビリティ・グローバル・インデックス)は、世界中の企業を社会的視点からスクリーニングし作成された指標であるが、これに関しても、やはり職種や業態に注目したネガティブ・スクリーニングが出発点にある。ただし、環境スクリーニングは持続可能性の視点から取り込まれている。

個々人の趣味、嗜好、信条、信念などで特定銘柄を排除し、それぞれのテーマ別ファンドをつくって賛同者に販売すること、こうした商品開発に異論があるわけではない。

力説したいのは、ネガティブ・スクリーニングに基礎

をおいたSRIは、少なくとも日本では積極的に受け入れられないこと、日本のビジネス社会が抱えている問題を効果的に解決できないこと、またさらに理想をいえば、SRIの選別法はある特定の文化圏だけでなく、いずれの文化圏でも受け入れられるような「より普遍的な枠組み」でなければならぬことである。

ネガティブ・スクリーニングに代えて、ポジティブ・スクリーニングを用いるというのもひとつの方法であるが、これについても「文化相対主義」という問題はついてまわる。たしかに日本にも欧米社会が抱える問題と同様の問題はある。しかし、各社会は基本的にそれぞれの社会状況を反映した課題を抱え、その優先順位も異にしている。

たとえば、米国では「コミュニティの再生や都市開発投資、低所得者層への住宅低利融資」などがポジティブな活動のひとつとしてあげられるが、それは米国社会がとくに「貧富の格差」や「都市部のスラム化」といった問題に苦しんでいるからだ<sup>1)</sup>。

また国際的な活動を展開するNGO、人権団体、世界銀行、OECDなどの国際機関は、児童労働、途上国における職場の安全衛生、強制労働、外国公務員贈賄防止、個人情報保護、デジタル・デイトライドといった倫理的課

題を「解決すべき主な目標」として取り上げるが、国内でそれらの課題に焦点を絞ったSRIスクリーニングを実施したとしても、現段階では、それほど多くの関心をひくことはできないだろう。ただし、「これらの問題は重要でない」といつているのではない。日本における一般投資家や消費者の関心は、まだそこまで到達していない、あるいは別のもっと身近なところにあると考えられる。

それでは、日本で今求められるSRIとはどのようなものなのだろうか。あるいはそれを普及させるためのスクリーニングとはどのようなものなのだろうか。私たちは、それが「経営の誠実さ」(インテグリティ)を測るものでなければならぬと考えている。

「仕事に取り組む時の組織としての姿勢」をみるもの、別のいい方をすれば、「自組織にどのようなリスクがあるのかを自分自身で正しく把握し、それらリスクを合理的にコントロールしているか」、「それを具体化するための体制が整っているか」、つまり「組織としての自律能力や自浄能力」を問うものでなければならぬと考えている。しかも、こうした方法は、実は、日本だけでなく、どのような文化圏においても等しく受け入れられるものであると感じている。

さらにいえば、こうした視点で選ばれた企業こそ、長期的なりターンが高く、安全確実な投資対象であるとも考えている。金融工学の世界では、デリバティブなどを駆使して様々なリスク・ヘッジをかけていくが、もっとも簡単に確実なリスク・ヘッジは「誠実な経営に取り組み企業を選び出すこと」だと私たちはみている。その意味で、SRIは資金の長期的運用を主とする年金基金などにも理想的な選別基準を提供するものといえるのである。

#### 四 インテグリティ・スクリーニングの狙いは

SRIとは、基本的に、そこに住む人びとが自分たちの社会のあり方を考え、自らの責任において選別法を設計していくものである。つまり、日本にあってSRIの普及を考える場合、まず最初に、日本の社会や市場がもっとも強く企業に求めるもの、期待するものを明らかにしなければならず、いかなるSRIの設計も、ここが出発点になる。

では、日本人の多くが企業に「求めること」「期待すること」とは何なのか。私たちは、それが「誠実かつ責任ある経営を行うこと」「消費者や投資家を欺かず、国

民の生命・健康・財産・プライバシーなどの安全を守ること」「公正にビジネスを行うこと」「法令や社会規範から逸脱するリスクを自ら把握し、合理的な方法を用いて、それらリスクをコントロールすること」「国際社会に通用するインテグリティの高い企業になること」などと理解している。

これらを強調する理由は、ここ数年、日本では、企業や団体の不祥事が相次ぎ、しかもそれが国民生活を脅かし、国民の怒りをかかってきたことにある。

反社会的勢力への利益供与、株取引に伴う損失補填、防衛庁装備品をめぐる水増し請求事件、原発関連施設でのデータ改ざんや臨界事故、セクハラ事件、官製談合、手抜き工事、食中毒事件、クレーム隠し、環境関連商品の不正表示、大手デパート破綻、KSD事件、通信会社による名簿流出、関税法違反、国家試験問題の漏洩、EB債販売に絡む証券不祥事、悪質な検査忌避や虚偽説明など、様々な分野で多様な事件が起り、企業や団体に対する国民の不信や不満は、かつてないほど大きなものとなっている。

ただし、国民一人ひとりの不信、憤懣、批判は、それだけではビジネス社会を変えるだけの十分な力にはならない。それがひとつの方向に集約され継続的な力とな

らない限り、怒りはあくまでも個人のレベルにとどまるからだ。これまでも、不祥事が起こるたびに、国民は問題企業に対して怒りをぶつけてきた。マスコミも、これはと思えば、批判の集中砲火を浴びせてきた。

しかし、これらの怒りや報道は、一時的には問題を解決したようにみえても、現実のビジネス社会を根本から変えるほどの力もついでいかなかった。それは、そのままではばらばらとなってしまう不信、憤懣、批判を、ひとつの力にまとめ、継続的な働きにまで高めることができなかつたからである。

これを裏返せば、そうした仕組みがなかつたために、真面目な企業はこれまで何度も馬鹿をみてきたということになる。明らかに利益になる話があつても、それが法令や社会規範から逸脱する場合、倫理的企業は葛藤しながらもそうした商談を辞退してきた。事実、官製談合や業界内調整による仕事を辞退し、莫大な損失を被った企業はたくさんある。

そうした英断を下し得る企業は、市場で正しく評価されなければならぬ。また、そうした評価の仕組みがなければ、結局、「正直者が馬鹿を見る」という社会、「不誠実な会社が栄える」という市場を放置しつづけることになり、結果として、国民生活の安全（生命、健康、財

産、プライバシー、環境などの安全）を脅かすことになるのである。

そもそも、不祥事を経験し再発防止に取り組む企業でも、そうした努力を評価する社会的な仕組みがなければ、倫理やコンプライアンスへの取り組みに関して社内の支持が得られず、やがて努力の手綱を緩めていってしまうのである。

かかる意味で、私たちは、インテグリティの高い企業が競争力を持ち、公正かつ責任ある経営が報われる市場と社会をつくっていかねばならないと感じている。そして、そのための合理的で有効な手段として、インテグリティに焦点をあてたスクリーニングは欠かせないと考えている。

## 五 「REBCOON」はプロセス評価を中心とする

市場には「投資行動を通じてビジネス社会に変化を引き起こしたい」「投資行動を通じてより良い企業を応援したい」「より良い社会をつくり、後世に残していきたい」と考える人が多数存在している。

そういった人びとにSRIファンドという投資手段を提供できれば、また年金基金などが投資銘柄の決定にあ

たりSRI基準を採用すれば、人びとが抱いていた気持ちや願いが一定の形をとり具体化されていくことになる。また、既述のような批判や不満も、SRIという媒体を通じて、ひとつの力に集約され、ビジネス社会を変えらる大きな推進力となっていく<sup>16)</sup>。

つまり、インテグリティに注目したスクリーニングを行うことで、法令に違反するリスク、社会規範から逸脱するリスクの少ない企業を、法制度的・社会的な変化に敏感な企業を、またさらには社会責任を積極的に果たそうとする企業を選び出すことになり、市場は、結果として「安全かつ公正なビジネス社会の建設」を促すことになる。

ただし、このことは「R-BECCO1」を用いて選択された企業は、事件や事故といった不祥事を一切起こさない」という保証ではない。どのような企業であろうと、組織であろうと、いつか必ず誰かが何らかの問題を引き起こし、事件や事故にかかわるものである。事件などは起こらないにこしたことはない。しかし、潜在的なリスクが表面化しクライシスに発展することは、ある意味で、不可避的な現象なのである。

このため、私たちの提唱するインテグリティ・スクリーニングは、事件や事故といった過去の失態を厳しく問

うものではなく、むしろ、「各企業や団体が法令違反リスクや社会規範逸脱リスクなどを適切に把握し、どのような姿勢でそうしたリスクを扱っているか」「何らかの事件を引き起こした場合、その対応はどうか」という点を問うものである。

このため、「R-BECCO1」は、失態という「結果」ではなく、「組織として法令違反リスクなどを正しく把握し、合理的な措置をとっていたか」「組織として常日頃から問題が起こらないよう機能する体制を構築・維持していたか」「もし何らかの事件や事故が起こった際、迅速に関係者へこれを公表し、早期解決に努めたか」「どのような再発防止策をとったか」などの「プロセス」に注目し、これを評価していくのである<sup>17)</sup>。

最後にもう一度繰り返しておきたい。「倫理的か、社会に優しい企業か」という評価は、「企業の扱う商品・サービス」ではなく、「誠実かつ責任ある経営に努めているか、それを担保するための体制を整えているか」で行わなければならない。

この点に注目したスクリーニングが定着すれば、人権、労働、環境などの問題に誠実に取り組む企業がよりはつきりとした形で市場で評価されるようになり、それが、



ひいては、消費者や国民にとって安心して生活できる公正な社会を生み出し、また従業員にとって働きやすい環境をつくりだすはずだ。企業倫理研究センターは、そうした新しい社会の創造に「R-BECC01」が活用されることを心より願っている。

(注)

(1) 本稿は二〇〇一年七月一九日に公表された「R-BECC01」の前文にわずかだけ手を加えたものである。著作権者の了解を得てここに掲載する。http://ECS2000.reitaku-u.ac.jp/

(2) R-BECCとは、麗澤大学企業倫理研究センター (Reitaku University, Business Ethics and Compliance Research Center) の英文略称である。その後の数字 (001) は、同センター設立後初めてのプロジェクトという意味で、また二〇〇一年に実施されたプロジェクトという意味でつけられた。

(3) ここにいう「社会的責任」とは、四つの意味を含んでいる。第一は適正な利益をあげること、第二は法令ルールを遵守すること、第三は法令ルールの文言だけでなく、その精神まで理解し実践していくこと、第四はより良い社会の建設に積極的に貢献していくこと。第二と第三の

違いは、たとえば、日本では外国公務員への贈賄防止を意図して、不正競争防止法が改正されたが、「属地主義」を採用する日本では、犯罪を構成する要素が日本で確認されなければ、同法の適用を受けることはない。もし日本の本社がこれを逆手にとって、外国公務員への利益供与判断は現地だけで行うよう指導すれば、これは同法と精神に反することになる。第三の社会的責任とはこうした後ろ向き姿勢を改めることにある。「R-BECC01」は、おもに第二と第三の社会的責任(これを「倫理法令遵守」と呼んでいる)に焦点をあてている。第四の社会貢献の内容に関しては、それぞれの運用会社が独自の特色を持たせ自由に決定することを、私たちは期待している。

(4) Hal Brill, Jack A. Brill, and Cliff Feigenbaum, *Investing with Your Values*, Bloomberg Press, Princeton, NJ, 1999, pp. 33-39. 米国では、SRIの成長に伴い、一九八五年、関連金融機関や専門家などから成る「社会投資フォーラム」(SIF)が結成された。このフォーラムが、米国SRIに関する様々なデータを公表している。たとえば、SIFの発表によれば、米国SRIの資産残高は、一九九九年末で二兆ドルに達し、専門家が管理する総資産残高の一三%を占めるまでになったという。高瀬・三宅麻衣子「倫理で企業選別の時代に」『日本経済新

聞・経済教室』二〇〇〇年五月一五日。

またヨーロッパでも、SRIは着実に普及しつつあり、とくに英国における変化には目を見張るものがある。英国では、年金受給権保護を柱とする一九九五年年金法が成立し、さらにその修正が二〇〇〇年七月に施行されたことで、年金基金のファンド・マネジャーは、SRI基準を採用しているかどうかを公表しなければならなくなった。その結果、現在では、年金基金の五九%が、またその資産総額の七八%がSRI基準を何らかの形で採用しているという。フランス、オーストラリアでもすでに英国と同様の法改正が行われ、ドイツがこれに続くようになっている。Alex Skorecki, "Social awareness pays off in the long run", *Financial Times*, Feb 28, 2001. Eugenie Mathieu, "Response of UK Pension Funds to the SRI Disclosure Regulation", UK Social Investment Forum, Oct., 2000.

- (5) 事実、日本においても、一九九九年に環境保護関連の投資信託が設定され、二〇〇〇年には、より包括的な社会貢献ファンドが登場している。
- (6) SRIの動きやスクリーニングのあり方に関して、二〇〇〇年春、ウォートン・スクール、ジックリン企業倫理研究センターにおいて、SRI証券アナリスト、研究

者、専門家による本格的な会議が開催された。Social Screening of Investments—Impact Conferece, held at the Zicklin Center for Business Ethics Research, The Wharton School, University of Pennsylvania, Feb. 3-4, 2000.

- (7) SIFによる発表。同じく米国では、一九九九年の時点で、SRI関係のスクリーニングを行っている基金の総額が一兆四九七〇億ドルに達している。そのうち、一五四〇億ドルはミューチャル・ファンド向け、残りの一兆三四三〇億ドルは個人投資家や機関投資家向けのものとなっている。本文中のスクリーニングに関する百分率は、一兆四九七〇億ドルに占める割合を示している。なお、SRIを設定する専門家は、八八%が三つ以上のスクリーンを用意しているともいわれる。

- (8) 厳密に言えば、「非倫理的とされる商品・サービスの売上げが、売上全体の何割程度か」といった基準で排除していく。

- (9) 米国におけるSRIファンドのパフォーマンスを示す「DSI400」(ドミニ・ソーシヤル・インデックス)は、過去一〇年間のタイム・スパンで測れば、S&P500のそれを上回っている。この意味で、ネガティブ・スクリーニングは、それなりの効果をあげてきたといわ

れている。ただし、ネガティブ・スクリーニングが効果をあげた理由として第一にあげなければならぬのは、排除された銘柄がいずれも訴訟リスクやボイコット・リスクの大きな銘柄だったということである。タバコ、アルコール、ギャンブル、原子力などはその最たるものになる。日本でも、ファンドのパフォーマンスを考え、「訴訟リスクやボイコット・リスクの少ないものを選び出す」という発想に立てば、扱う商品やサービスをチェックすることも必要になるかもしれない。しかし、それ以上に、まず「企業が誠実かつ責任ある経営を行う姿勢と能力を持っているか」を問うことが、より説得力あるリスク・ヘッジになると考えられる。二〇〇〇年に起こった雪印乳業食中毒事件、三菱重工によるリコール隠し、三洋電機子会社による不正表示出荷などが、その点を如実に物語っている。なお、同様の理由から、インテグリティ・スクリーニングを活用したSRIファンドや年金基金運用は、長期的に安定したパフォーマンスを保証するものと考えられる。

(10) 二〇〇一年六月に英国で設定された FTSE4Good についても特定産業を排除するスクリーニングが主な柱のひとつとなっている。

(11) SIF Industry Research Program, "Increasing

Investment in Communities: A Community Investment Guide for Investment Professionals and Institutions", Sep. 15, 2000. 私たちは、他の地域や文化圏には「同様の問題がない」といつているわけではない。問題解決の緊急度が地域毎・文化圏毎で異なることを強調しているだけである。

(12) とりわけ、公的年金の運用に関しては、SRI基準の採用が本格的に議論されるようになるだろう。たとえば、年金資金運用基金―これ自体が特殊法人改革の対象となっている―による自主運用に関して「受託者責任」が問われるようになれば（年金資金運用基金は国とは別法人であるため、それは必ず明確化されなければならない）、投資対象の選別に関して明確な説明責任を果たさなければならなくなる。特殊法人の抱える問題については土居文朗・畑仲卓司・森宏一郎「特殊法人（年金運用先）の財務的研究―どこに行った年金資金―」二〇〇一年三月。

(13) 『経済広報』（二〇〇一年二月号）「企業観アンケート」によれば、企業に対する信頼感は二年連続で低下し、信頼の維持・向上にとっても重要なことは「企業倫理の確立と順守」になっている。これは、例年一位にきっていた「本業を通じての貢献」を大きく越えるものであ

る。

(14) 不正行為や無責任な行動に対して法的制裁を科すこともできるが、現在の日本の法体系は、企業の不正や無責任を抑止する有効な手段とはなっていない。結果責任の明確化・厳罰化、法令遵守に関する日常的な取り組み評価、法令遵守活動に関する情報開示などの必要性も議論されてはいるが、それが日本で具体化されるには、まだまだ多くの時間を要するだろう。『行政改革大綱』(二〇〇〇年一月一日閣議決定)。

(15) 高巖・稲津耕・國廣正『よくわかるコンプライアンス経営』(日本実業出版)二〇〇一年、一一一・一二三頁。

(16) 「R-BECOO1」を発表することで、少なくとも三つの要請に応えることができる。第一は「より良い社会をつくり、後世に残していきたい」というソーシャル・インベスターが持っている願いに応えること、第二はこうした投資を促すことで「安全かつ公正なビジネス社会をつくる」という社会的要請に応えること、そして最後は、「こうした投資媒体を用意することで、間接金融(預貯金)に偏った日本の個人金融資産を直接金融(証券投資など)にシフトさせるといふ経済的要請に応えること、である。

とくに第三の点については、財政投融资の見直しに伴

い、郵便貯金や簡易保険、公的年金の運用方針や基準—さらには受託者責任の明確化—などを見直しなければならず、日本版SRIの育成が焦眉の急となっている。高巖「企業倫理に日本型尺度を」『日本経済新聞・経済教室』二〇〇一年五月二日。

(17) 結果を問うことも大切だが、結果だけを厳しく問うことは、かえって危険な社会を生み出しかねない。大切なことは、組織としてどのようなリスクがあるかを適切に把握し、その把握された複数のリスクに、クライシスに発展する可能性や緊急度などから優先順位をつけ、順位の高いものから合理的にコントロールしていくことである。「一切のリスクはあつてはならない」と考えるのは非現実的であり、またその点に焦点をあてたスクリーニングでは、被評価会社の協力は絶対に得られないだろう。

(18) 「R-BECOO1」は、SRIの健全な発展を促すものであると同時に、日本にこれまでになかったまったく新たなコーポレート・ガバナンスのあり方を提案するものである。なぜなら、これにより、市民、消費者、生活者は、投資家という立場にたつて、評価機関や投信会社の力を借りながら、ビジネス社会に明確なメッセージを発信していくことができるようになるからである。